相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市朝日町三丁目二二番地、最後の住所札幌市豊平区豊平一条一丁目二番二九号ノーヴェ豊平一―一〇一号

被相続人　亡　辻　将太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階

清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区四郎丸字弁天一七番地の一七、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　松本　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

仙台市青葉区北根黒松一二番六号、事務所仙台市青葉区国分町三丁目一一番一三朝日プラザ定禅寺北一三〇三号

相続財産管理人　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市本石一丁目五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　根岸　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階星川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南会津郡下郷町大字豊成字頓平五八五五番地一、最後の住所千葉県館山市正木二六九三番地　被相続人　亡　名古屋寅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所千葉県木更津市新田一―七―一四

浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島二丁目三四番地、最後の住所東京都江東区大島二丁目三〇番一四号

被相続人　亡　田中　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市中央四丁目三番地三、最後の住所東京都福生市北田園一丁目五六番地一特別養護老人ホーム福生ことぶき苑

被相続人　亡　赤塚　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区高田馬場三丁目九一〇番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場三丁目一七番一号　被相続人　亡　貝瀬　英淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九KSKアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野四丁目七番地、最後の住所東京都北区滝野川一丁目六番一三号

被相続人　亡　長谷川貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市大字日野一三九〇番地三、最後の住所東京都八王子市高倉町四七番地二都営高倉アパート一―七〇三

被相続人　亡　古川　克巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市前原町三丁目一〇五四番地四七、最後の住所東京都小金井市前原町三丁目六番一一号　被相続人　亡　一色　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都中央区小田原町二丁目八番地　被相続人　亡　田中美知枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道白糠郡白糠町庶路六番地、最後の住所東京都足立区鹿浜一丁目一三番一二―八〇二号　被相続人　亡　小根　好男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月四日

事務所東京都中央区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

第16期決算公告

平成28年1月4日

新潟県燕市燕620番地

株式会社エポラス

代表取締役　玉橋　勝博

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	274,798
	固定資産	14,304
	合計	289,103
負債及び純資産の部	流動負債	160,936
	固定負債	52,092
	株主資本	76,074
	資本金	95,000
	利益剰余金	△ 18,925
	その他利益剰余金	△ 18,925
	（うち当期純利益）	(5,027)
	合計	289,103